

津山市発掘作業員登録要項

業務内容	津山市の指示に従って行う遺跡の発掘作業
勤務場所	津山市内全域
登録予定者数	特に定めない
登録有効期間	登録の日から令和5年3月31日 ※作業の従事は発掘調査が発生した期間のみに限られます。発掘調査は不定期ですので、登録有効期間内に採用のない場合や、数日間の短期就労の場合もあります。 ※雇用にあたっては、調査地等の諸条件により登録者の中から雇用します。 ※登録有効期間は令和5年3月31日までです。自動更新はしませんので、来年度は新たに登録が必要です。
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。 ・健康で、スコップ・ツルハシ等を使う屋外作業ができ、身体面の自己管理ができること。 ・自力で調査地へ通勤することができること。
報酬(日額)	8,400円(改訂する場合があります。) ※支払は、原則月末締め、翌月15日払い。
勤務日	月曜日から金曜日 午前9時00分から午後5時00分 ※都合で作業を行わない日があります。また、原則、発掘調査1回の雇用は1ヶ月未満とします。
保険等	労災保険適用(健康保険・厚生年金保険・雇用保険の適用は原則ありません。)
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類 津山弥生の里文化財センターに備え付けの登録申込書(写真要) (登録申込書は津山市ホームページからダウンロード可) ・登録申込書提出場所 津山弥生の里文化財センター(津山市沼600-1) ・登録申込書受付期間 令和4年4月1日～6月30日 ・登録申込書受付時間 午前8時30分から午後5時15分(平日)(郵送可) (土・日・祝祭日は休館です)
選考方法	書類選考
問い合わせ先	津山弥生の里文化財センター(〒708-0824 津山市沼600-1) 電話 0868-24-8413